

# 長太小学校いじめ防止基本方針



令和8年 4月

鈴鹿市立長太小学校

## はじめに

本校では、「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づき、学校内外におけるいじめ防止の推進に向けて、学校、家庭、地域が一体となって取り組むための「長太小学校いじめ防止基本方針」を策定し、全ての児童が安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいきます。

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

## I 学校におけるいじめ防止等について

### 1 いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも起こり得る問題であり、すべての児童を対象として、いじめに向かわせないための未然防止対策を推進します。

- (1) 道徳を含めた教科指導はもちろんのこと、学校の教育活動全体を通じて計画的な指導及び人権教育を行い、日常にお互いの個性や文化・風習など、様々な違いを認め合い、いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚を持った児童生徒の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団づくりに取り組みます。
- (2) 学級活動や児童会活動などにおいては、いじめの問題について取り上げ、児童がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを取組の充実に努めます。
- (3) いじめの態様には、言葉によるものや暴力によるもの、また無視や嫌がらせ等とともにインターネットの掲示板や携帯電話のサイト（掲示板、ブログ、プロフ等）への匿名性を利用した個人を攻撃する書き込みなど、潜在化した形でのいじめもあり、その対策にも取り組んでいきます。
- (4) いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、表面的な指導や対応にとどまることなく、その改善やストレスに適切に対処できる力を育むとともに全ての児童の自己肯定感、自己有用感、充実感を高め、社会性を育むことのできるよう学校教育活動の充実に努めます。

- (5) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員と児童との信頼関係の構築を図る。
- (6) いじめは、児童だけの問題ではなく、社会が抱える様々な問題や大人の姿勢、家庭におけるしつけなども影響していることにも目を向け、いじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域、関係機関などと連携した地域ぐるみの取組が推進されるよう普及啓発に取り組みます。

## 2 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間、場所、手段で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあります。そこで、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知します。

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、相談窓口の周知など、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- (2) 教職員相互で児童の様子などについて情報共有を図ることができる風通しの良い教育環境を整えるとともに、学校だけで問題等を抱え込まず、地域、家庭と連携して児童を見守っていきます。
- (3) いじめの問題が発生する兆候として、集団の規範意識の低下がみられる場合もあり、教職員には、学校生活の中でいじめを見抜く鋭い人権感覚を養います。
- (4) 年間3回(学期毎)、「いじめ調査」を実施し、いじめの状況を把握します。

## 3 いじめへの早期対応

いじめであることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨みます。

- (1) スクールカウンセラーなどの協力を得た心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行います。
- (2) 児童がいじめをとめたり、いじめを知らせたりといった、いじめの問題への主体的な態度や行動については、正當に評価し、正しい行動や正義が貫かれる学校風土づくりに生かしていきます。
- (3) 事実関係の究明には、いじめたとされる児童だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集も実施し、事実関係を正確かつ迅速に把握するように努めます。

- (4) 学級担任等の特定の教員が問題を抱え込むことなく、児童の目線に立ち、学校全体で組織的に対応します。
- (5) 学校は、いじめの事実関係が判明した場合には、家庭や市教育委員会等への連絡・相談を迅速に行います。

#### 4 いじめの再発防止

いじめの問題は、いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることもあり、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。

- (1) いじめが発覚した際の指導により解決したと即断することなく、いじめられた児童やいじめを行った児童のその後の学校生活の様子等について、周りの児童の協力も得ながら継続して十分な注意を払います。
- (2) いじめを許さない学級づくり・集団づくりについて見直す等、児童の実態に応じた必要な指導や取組の改善を行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。

#### 5 インターネットや携帯電話等の利用

ネット上の不適切なサイトや書き込み等の早期発見及び対処については、児童や保護者等との連携協力を図るとともに、県や県教育委員会の取組も活用しながら対策を講じていきます。

- (1) インターネットや携帯電話等の正しく安全な利用方法等を学ぶ情報モラル教育を推進します。
- (2) インターネットや携帯電話等の所持や利用に際してのルールづくりといったことは、家庭での教育を中心とし、学校、家庭、地域が共通理解を図りながら取り組んでいきます。

#### 6 児童に育みたい力

「いじめは絶対に許されない行為であること」を理解させ、いじめを見逃さず、許さない力を培う必要があると考え、お互いを思いやり自他の命を尊重する心や互いの個性及び人権を尊重する心を育むなど、共に支え合う力を培うとともに、いじめの問題に毅然と向き合い、いじめをやめさせる態度やいじめを他の人に伝える態度など、いじめの問題に主体的に行動できる力を育てていきます。

- (1) 低学年では、友だちとの集団遊びや体験活動の中での些細なトラブルや言葉が、いじめの芽にもつながることに留意し、友だちを傷つけないことなど、よりよい人間関係を形成する力や友だちを思いやる心を育むとともに、社会生活上のきまりが確実に身に付けられるよう繰り返し指導していきます。
- (2) 高学年では、特定の友人と親密なかかわりを持つようになるとともに集団内の親密性や集団外への排他性が高まる時期でもあります。そこで、相手の身になって人の心を思いやる共感能力やコミュニケーション力、社会人としての社会規範や他人の人権及び自他の命を大切にできる力などを育てていきます。
- (3) 携帯電話等による潜在化したいじめの問題にも留意し、携帯電話等の情報機器の利用モラルやマナーなどを身に付けさせていきます。

## 7 家庭の役割

いじめの問題は、家庭でのしつけ等、家庭教育の在り方が大きく関係すると言われています。保護者は、家庭での子どもの日常生活に関心を持ち、いじめのサインを見逃さないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気作りに努めていただくことを働きかけます。

- (1) いじめは絶対に許される行為ではないこと等、いじめの問題の基本的な考え方等について、我が子に責任を持って徹底して教えていただくよう促します。
- (2) 子どもに十分な愛情を注ぎ、家庭が居場所のある温かな環境となるよう努め、家族の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合い、家族団らんの時間を確保していただくよう働きかけます。
- (3) 携帯電話等によるいじめの実態や、子どもの携帯電話等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルール作り等と呼びかけます。

## 8 学校・家庭・地域との連携

地域全体で児童を見守り、悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組みます。

- (1) いじめの問題への基本的な方針や指導計画等をホームページや学校だよりなど様々な方法で公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めます。
- (2) いじめの問題が発生した際の初期対応や再発防止の過程では、家庭訪問な

どを通じて、保護者との緊密な連携を図ります。

- (3) 保護者や地域住民は、いじめを敏感に察知し、いじめを受けていると思われる様子を認められた時は、迅速に学校等に連絡する等の対応を心がけます。
- (4) 学校のみでいじめを解決することに固執せず、家庭訪問などを通じて、保護者と緊密な連携を図り解決にあたります。
- (5) 学校運営協議会においていじめの問題を取り上げ、学校、家庭、地域が相互に連携協力した対策を推進します。
- (6) 保護者や地域住民とは、学校行事や地域行事等を通じて積極的に交流を深めるとともに学校支援ボランティアへの参加を促進します。

## 9 幼稚園・保育園等や放課後等の活動団体との連携

学校の教育課程外で起こり得る様々な問題について、就学前の幼児期や放課後児童クラブ、放課後子ども教室、スポーツ少年団活動等、児童の情報共有を図る等、連携した対応を行います。

- (1) 集団遊び等を通じ仲間とのかかわりや生活上のしつけ等の協力を依頼します。
- (2) 幼稚園・保育園の指導者や幼児児童が参加する様々な活動団体の指導者に、いじめの問題への認識を深め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等、いじめを許さない活動体制の構築等についての啓発を行います。

## 10 関係機関との連携

市教育委員会、学校、市保健福祉部、警察等の関係機関との間では、平素から緊密な情報共有体制を構築していきます。

- (1) いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに関係機関に通報します。
  - ・ 鈴鹿警察署
  - ・ 若松駐在所
  - ・ 鈴鹿市人権教育センター
  - ・ 北勢児童相談所
  - ・ 津地方法務局鈴鹿出張所及び鈴鹿市人権擁護委員協議会
- (2) 学校は、鈴鹿市教育委員会、鈴鹿市保健福祉部、警察等の関係機関との間では、平素から緊密な情報共有体制を築きます。

## 11 教職員の資質向上と大人の意識の向上

いじめの問題の背景には、教職員や保護者など、児童を取り巻く大人の言動が影響していることがあると意識して取り組みます。

- (1) 学校生活において教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないようにします。
- (2) いじめの問題についての研修を深め、いじめの問題への適切な対応方法等について研鑽を深める機会を設け、教職員の資質向上を図ります。
- (3) 保護者や地域住民のいじめの問題への取組の認識を広め、教職員や大人が率先していじめの問題に取り組む風土を醸成するための啓発を行います。

## 12 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携など、様々な観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を行います。

- (1) 学校は自己評価や学校運営協議会による学校関係者評価を適切に行い、児童や保護者、地域住民等の意見や評価も取り入れながら、学習指導の工夫改善に取り組みます。

## II いじめ防止等のための校内組織について

### 1 校内組織

- (1) 名称 長太小学校いじめ防止対策委員会
- (2) 趣旨 「いじめ防止対策推進法」に基づき、長太小学校に設置する。
- (3) 目的

校内のいじめに係る委員会を設置し、児童及び保護者に対して、いじめ防止等について組織的・継続的に対応する姿勢を示すとともに、いじめ防止等に対する取組を通して、未然防止及び再発防止に取り組むものとする。

- ① 学校基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ② いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有を行う。
- ③ いじめの事実関係の調査、児童への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携を行う。
- ④ 重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査を行う。

(4) 構成

【教職員】 管理職，生活指導担当教員，特別支援コーディネーター、  
養護教諭等、複数の教職員

【教職員以外】 スクールカウンセラー等、その他、学校長が必要と認める者

(5) 会議の開催 開催回数は概ね年1回程度とする。

### Ⅲ 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識

「いじめ防止対策推進法」第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態とその同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※例えば次のようなケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 心身に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがあるとき。

※「相当の期間」については年間30日程度を一つの目安とする。

(2) 重大事態の対応

- ・ 校長は、重大事態が発生したと判断した場合は、直ちに市教育委員会に報告します。
- ・ 学校は、長太小学校いじめ防止対策委員会が中心となり、市教育委員会と連携して、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。
- ・ 調査に当たっては、市教育委員会の指導、助言のもと、公平性・中立性の確保に努め、客観的に可能な限り事実を明確にします。また、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請します。
- ・ いじめられた児童の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

#### ① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

#### ② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

### IV 鈴鹿市のいじめ相談窓口

いじめの相談窓口について、定期的に児童や保護者等に周知し、相談されたいじめの問題については、学校と迅速で緊密な連携が図られる組織体制を整えます。

#### 【鈴鹿市のいじめ相談窓口】

- |                |   |
|----------------|---|
| ・ いじめSOSテレホン   | 電話 382-9250   |
| ・ いじめSOSメール    | e-mail : <a href="mailto:ijime-sos@city.suzuka.lg.jp">ijime-sos@city.suzuka.lg.jp</a> |
| ・ 子ども家庭支援課相談電話 | 電話 382-9140   |
| ・ 子ども人権相談      | 電話 384-7422   |